

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和2年度
変更計画	令和3年度
変更計画	令和5年度
計画主体	鹿児島県薩摩川内市

## 薩摩川内市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：薩摩川内市農林水産部  
農政課農業振興グループ

所在地：〒895-8650

鹿児島県

薩摩川内市神田町3番22号

電話番号：0996-23-5111

(内線4222、4223)

FAX番号：0996-20-5570

メールアドレス：nogyo@city.satsumasendai.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、ウサギ、タヌキ、アナグマ スズメ、カラス、ヒヨドリ、ハト、カモ、カワウ、キジ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	鹿児島県薩摩川内市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和元年度) (単位:千円/ha)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	52,889千円 50.00ha
	果樹 (温州みかん等)	2,813千円 1.40ha
	野菜 (ブロッコリー等)	1,023千円 0.62ha
	いも類 (さつまいも)	742千円 0.35ha
	飼料作物 (イタリアン等)	79千円 0.13ha
	たけのこ	520千円 0.87ha
農産物被害:計	57,545千円	52.51ha
林産物被害:計	520千円	0.87ha
小計	58,065千円	53.38ha
シカ	水稲	21,155千円 20.00ha
	果樹 (きんかん等)	677千円 0.14ha
	飼料作物 (イタリアン)	153千円 0.26ha
	いも類 (さつまいも)	142千円 0.07ha
	野菜 (だんこん等)	125千円 0.10ha
	工芸作物 (茶)	26千円 0.01ha
	スギ	198千円 0.6ha
農産物被害:計	22,279千円	20.58ha
林産物被害:計	198千円	0.6ha
小計	22,477千円	21.18ha
サル	果樹 (温州みかん)	142千円 0.10ha
	野菜 (すいか)	70千円 0.05ha
農産物被害:計	212千円	0.15ha
林産物被害:計	0円	0ha
小計	212千円	0.15ha
ウサギ	水稲	1,904千円 1.80ha
	野菜 (にんじん)	61千円 0.05ha
	飼料作物 (イタリアン等)	39千円 0.11ha
農産物被害:計	2,004千円	1.96ha
林産物被害:計	0円	0ha

小計		2,004千円	1.96ha
タヌキ	水稲	1,375千円	1.30ha
	野菜（いちご等）	512千円	0.14ha
	いも類（さつまいも）	126千円	0.06ha
	飼料作物（イタリアンライグラス等）	39千円	0.11ha
農産物被害：計		2,052千円	1.61ha
林産物被害：計		0円	0ha
小計		2,052千円	1.61ha
アナグマ	—	0円	0ha
農産物被害：計		0円	0ha
林産物被害：計		0円	0ha
小計		0円	0ha
スズメ	水稲	3,702千円	3.50ha
	果樹（柿）	53千円	0.08ha
	飼料作物（イタリアンライグラス等）	29千円	0.09ha
農産物被害：計		3,784千円	3.67ha
林産物被害：計		0円	0ha
小計		3,784千円	3.67ha
カラス	野菜（スイートコーン）	930千円	0.70ha
	果樹（ぶどう等）	137千円	0.08ha
	水稲	127千円	0.12ha
	飼料作物（イタリアンライグラス等）	11千円	0.04ha
農産物被害：計		1,204千円	0.94ha
林産物被害：計		0円	0ha
小計		1,205千円	0.94ha
ヒヨドリ	果樹（温州みかん等）	1,462千円	0.85ha
	野菜（キャベツ等）	291千円	0.22ha
	水稲	63千円	0.06ha
農産物被害：計		1,817千円	1.13ha
林産物被害：計		0円	0ha
小計		1,817千円	1.13ha
ハト	—	0円	0ha
農産物被害：計		0円	0ha
林産物被害：計		0円	0ha
小計		0円	0ha
カモ	—	0円	0ha
農産物被害：計		0円	0ha
林産物被害：計		0円	0ha
小計		0円	0ha

カワウ	—	0円	0ha
農産物被害：計		0円	0ha
林産物被害：計		0円	0ha
小計		0円	0ha
キジ	—	0円	0ha
農産物被害：計		0円	0ha
林産物被害：計		0円	0ha
小計		0円	0ha
農産物被害：計		90,898千円	82.55ha
林産物被害：計		718千円	1.47ha
合計		91,616千円	84.02ha

(2) 被害の傾向

鳥獣の種類	被害の発生時期	被害の発生場所	被害地域の増減傾向等	対象作物
イノシシ	9～10月	甌島地域を除く市全域	やや増加	水稲、飼料作物 野菜、果樹、花き
シカ	6～10月		やや増加	水稲、飼料作物 野菜、果樹、花き
サル	4～翌年1月		やや増加	野菜、飼料作物
ウサギ	6～10月	甌島地域を除く市全域	平年並み	水稲、飼料作物 野菜、果樹、雑穀
タヌキ				水稲、飼料作物
アナグマ				野菜、果樹、花き
スズメ		市全域	やや増加	水稲、飼料作物 野菜、果樹
カラス	6～11月	やや増加		水稲、飼料作物 野菜、果樹、花き
ヒヨドリ	一年中	甌島地域を除く市全域		水稲、飼料作物 野菜、果樹、花き
ハト	一年中	市全域	平年並み	水稲、飼料作物 野菜、果樹、花き
カモ				水稲、飼料作物
カワウ				漁獲魚、養殖
キジ				水稲、飼料作物 野菜、果樹、花き

## (3) 被害の軽減目標

(単位:千円/ha)

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	軽減率 (%)
イノシシ	58,065千円 53.38ha	40,645千円 37.36ha	30
シカ	22,477千円 21.18ha	15,733千円 14.82ha	30
サル	212千円 0.15ha	148千円 0.10ha	30
ウサギ	2,004千円 1.96ha	1,402千円 1.37ha	30
タヌキ	2,052千円 1.61ha	1,436千円 1.12ha	30
アナグマ	0円 0ha	0円 0ha	0
スズメ	3,784千円 3.67ha	2,648千円 2.56ha	30
カラス	1,204千円 0.94ha	842千円 0.65ha	30
ヒヨドリ	1,817千円 1.13ha	1,271千円 0.79ha	30
ハト	0円 0ha	0円 0ha	0
カモ	0円 0ha	0円 0ha	0
カワウ	0円 0ha	0円 0ha	0
キジ	0円 0ha	0円 0ha	0
合計	91,616千円 84.02ha	64,131千円 58.81ha	30

## (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>① 捕獲体制の整備 (鳥獣の習性、被害防止技術に関する知識の普及を含む)</p> <p><b>【国庫事業】</b></p> <p>平成30年度</p> <p>狩猟免許(初心者)講習会受講料一部助成 17人</p> <p>鳥獣被害防止対策推進研修会の開催 12月 6回</p> <p>農林産物の鳥獣被害に関する実態アンケートの実施 1月 1回</p> <p>令和元年度</p> <p>狩猟免許(初心者)講習会受講料一部助成 18人</p> <p>鳥獣被害防止対策推進研修会の開催 11月 2回</p> <p>農林産物の鳥獣被害に関する実態アンケートの実施 2月 1回</p> <p>令和2年度</p>	<p>継続的に農林産物の鳥獣被害に関する実態アンケートを実施しているが、回収率が低下傾向にあるので、関係機関と連携し回収率の向上を図る必要がある。</p>

狩猟免許(初心者)講習会受講料一部助成  
17人

鳥獣被害防止対策推進研修会の開催  
11月 1回

農林産物の鳥獣被害に関する実態アンケート  
の実施  
10月 1回

②捕獲機材の導入

平成30年度	くくり罠	140基
令和元年度	くくり罠	70基
	移動式捕獲器	3基
令和2年度	移動式捕獲器	19基

③捕獲鳥獣の処理方法

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を活用、抜本的な鳥獣捕獲強化対策等の目標達成等に向け、農林水産業等に被害を及ぼす野生鳥獣を緊急的に捕獲するため、薩摩川内市と市内の各猟友会において有害鳥獣捕獲業務委託を締結、市は捕獲実績に応じて各猟友会へ委託料を支払う。

平成29年度

対象鳥獣	捕獲数
イノシシ	1,561頭
シカ	3,089頭
合計	4,650頭

平成30年度

対象鳥獣	捕獲数
イノシシ	1,740頭
シカ	3,483頭
合計	5,223頭

令和元年度

対象鳥獣	捕獲数
イノシシ	2,077頭
シカ	3,103頭
合計	5,180頭

④薩摩川内市独自の取組(市単事業)

薩摩川内市と市内の各猟友会において、有害鳥獣捕獲業務委託を締結、市は捕獲実績に応じて各猟友会へ委託料を支払う。

猟友会会員の高齢化や後継者不足が深刻化し、捕獲機材等を導入しても適正な管理の継続が困難になることが予想される。

有害鳥獣捕獲業務委託料は予算の範囲内での支払いとなる為、捕獲実績が予算を超えてしまうと狩猟者の捕獲意欲が低下する傾向がある。

年間を通して安定的な支払ができる予算の確保が必要である。

平成29年度

対象鳥獣	捕獲数
イノシシ	1,377頭
シカ	3,346頭
サル	1頭
ウサギ	0頭
タヌキ (アナグマ)	952頭
スズメ	14羽
カラス	36羽
ヒヨドリ	0羽
ハト	5羽
カモ (カワウ)	0羽
キジ	0羽
合計	5,731頭/羽

平成30年度

対象鳥獣	捕獲数
イノシシ	1,192頭
シカ	3,546頭
サル	2頭
ウサギ	0頭
タヌキ (アナグマ)	1,090頭
スズメ	4羽
カラス	30羽
ヒヨドリ	0羽
ハト	0羽
カモ (カワウ)	0羽
キジ	0羽
合計	5,864頭/羽

令和元年度

対象鳥獣	捕獲数
イノシシ	1,560頭
シカ	3,271頭
サル	0頭
ウサギ	0頭
タヌキ (アナグマ)	1,487頭
スズメ	3羽
カラス	32羽

	<table border="1"> <tr> <td>ヒヨドリ</td> <td>0羽</td> </tr> <tr> <td>ハト</td> <td>0羽</td> </tr> <tr> <td>カモ (カワウ)</td> <td>0羽</td> </tr> <tr> <td>キジ</td> <td>0羽</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,353頭/羽</td> </tr> </table>	ヒヨドリ	0羽	ハト	0羽	カモ (カワウ)	0羽	キジ	0羽	合計	6,353頭/羽	
ヒヨドリ	0羽											
ハト	0羽											
カモ (カワウ)	0羽											
キジ	0羽											
合計	6,353頭/羽											
防護柵の設置等に関する取組	<p>①侵入防止柵の設置・管理</p> <p>平成30年度 ワイヤーメッシュ柵2.0m 7,004.8m (3箇所)</p> <p>令和元年度 ワイヤーメッシュ柵2.0m 8,428m (2箇所)</p> <p>令和2年度 ワイヤーメッシュ柵1.2m 8,794m (1箇所)</p> <p>②緩衝帯の設置</p> <p>平成30年度 入来町1箇所、東郷町2箇所</p> <p>令和元年度 入来町1箇所</p> <p>令和2年度 実績無し</p> <p>③追上げ・追払い活動 実績無し</p> <p>④放任果樹の除去 実績無し</p> <p>⑤薩摩川内市独自の取組 (市単事業)</p> <p>1,000㎡以上の一団の農地等を管理する市内の農林産物の生産者が、農林産物への被害を防止又は軽減する目的で整備する施設の購入経費の合計額に3分の1を乗じて得た額 (申請者が概ね10,000㎡以上の一団の農地等を管理する場合は、3分の2を乗じて得た額)又は50万円のいずれか低い額以内を助成する。</p> <p>平成30年度</p> <p>ゴート<sup>ト</sup>集落鳥獣被害防止施設設置事業</p> <p>電気柵 1,050m×4段 (4箇所)</p> <p>ワイヤーメッシュ柵2.0m 1,820m (3箇所)</p> <p>電気柵 21,890m×2段 (29箇所)</p> <p>鳥獣被害防止施設導入事業</p> <p>電気柵 10,770m×4段 (10箇所)</p> <p>ワイヤーメッシュ柵2.0m 461m (3箇所)</p> <p>電気柵 18,045m×2段 (23箇所)</p> <p>ワイヤーメッシュ柵1.2m 100m (1箇所)</p>	<p>鳥獣被害防止対策実践事業を活用したワイヤーメッシュ柵の設置について、現行は地域の自主施工での取組が主となっているが、高齢化が深刻化する中、今後は請負施工での取組要望が増加することが予想される。</p> <p>国庫増額、県費支援の要望等、予算確保が急務である。</p> <p>ワイヤーメッシュ柵設置後に事後調査を実施する等、被害防止効果を高める取組の実施が必要。</p> <p>高齢化が深刻化する中、緩衝帯の設置後の管理が困難との理由で設置作業が進展していない。</p> <p>市単事業を活用した侵入防止柵の設置は、小数の団体又は個人を単位とした申請が多いが、共同利用を図れるものも見受けられるので、経費削減の観点からも集団で</p>										



	<p>令和元年度</p> <p>ゴールド集落鳥獣被害防止施設設置事業</p> <p>電気柵 6,385m×4段 (14箇所)</p> <p>ワイヤーメッシュ柵2.0m 2,136m (5箇所)</p> <p>電気柵 9,790m×2段 (16箇所)</p> <p>ワイヤーメッシュ柵1.2m 1,116m (3箇所)</p> <p>鳥獣被害防止施設導入事業</p> <p>電気柵 600m×4段 (1箇所)</p> <p>ワイヤーメッシュ柵2.0m 2,636m (8箇所)</p> <p>電気柵 10,980m×2段 (16箇所)</p> <p>令和2年度</p> <p>鳥獣被害防止施設導入事業</p> <p>電気柵 15,155m×4段 (19箇所)</p> <p>ネット 850m (2箇所)</p> <p>ワイヤーメッシュ柵2.0m 2,520m (5箇所)</p> <p>電気柵 24,080m×2段 (29箇所)</p> <p>ワイヤーメッシュ柵1.2m 100m (1箇所)</p>	<p>の広範囲設置を推進する必要がある。</p>
--	---	--------------------------

### (5) 今後の取組方針

- ① 鳥獣の捕獲実績は年々増加傾向にあるので、被害を抑える為に、今後も引き続き、猟友会へ有害鳥獣捕獲業務を委託していく。  
また、新規猟友会員の確保や担い手育成を推進する為、わな猟免許取得講習会等の各種講習会への参加呼びかけ等も徹底していく。
- ② 鳥獣害防止総合対策交付金を活用した事業等の実施により、集落を単位としたワイヤーメッシュ柵の設置を推進する等、長期的視野での被害防止対策を推進する。
- ③ 鳥獣の餌場や住处となり易い荒廃農地の解消や、放任果樹の除去、追上げ・追払い活動の徹底等、集落ぐるみの追払い活動を重点的に推進する。

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ① 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命について令和2年4月1日時点、実施隊員8人のうち3人が捕獲有資格者であるが、対象鳥獣捕獲員としての指名等はしていない。  
今後は必要に応じて、指名等を検討していく。
- ② 狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制  
市民から有害鳥獣捕獲の依頼を受け、現地調査等を実施、捕獲を適当と認めた場合は、捕獲区域図及び鳥獣捕獲従事者台帳等に基づき、市内6猟友会から推薦された捕獲従事者（有害鳥獣捕獲隊員）に有害鳥獣捕獲指示書を交付、捕獲を実施する。

その後、捕獲従事者は捕獲した鳥獣の頭数や内容、証拠部位(尾、両耳、鼻、両足)及び捕獲個体写真を市へ提出する。

《令和2年4月1日現在の捕獲従事者数》

捕獲従事者数				
	銃	わな	銃・わな	銃・わな・網
260名	60名	128名	71名	1名

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	イノシシ、シカ	①捕獲機材の導入 猟友会や農業者の導入意向を確認、導入後の適正管理や、捕獲実績の報告等についての管理委託契約等を締結したうえで、機材を整備していく。 ②鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等 研修会等を開催し、集落ぐるみで行う鳥獣の住みにくい環境づくりの重要性を周知すると共に、狩猟免許(初心者)講習会受講料一部助成等を継続的に行うことで、捕獲に従事する担い手の育成を図る。
令和4年度	サル ウサギ タヌキ、アナグマ	
令和5年度	スズメ カラス ヒヨドリ ハト カモ カワウ キジ	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>① イノシシ、シカ</p> <p>近年、捕獲頭数が増加しているが、農林産物被害は新たな区域に拡大するなど減少に至らない状況である為、被害地域付近を中心に捕獲対策を強化し、被害の軽減に努める。</p> <p>捕獲計画数については、依然として被害の低減が図れないことから、イノシシを2,900頭から3,800頭、シカを3,900頭から5,200頭と増頭する。</p> <p>(捕獲実績 H29 イノシシ1,561頭, シカ3,346頭, H30 イノシシ1,740頭, シカ3,546頭, R元 イノシシ2,077頭, シカ3,271頭)</p>
<p>② サル</p> <p>山間部を中心に住宅地近隣まで被害が発生しているが、捕獲従事者の確保などに課題があり、駆除まで至っていない為、引き続き、爆竹等による山への追い払い等で被害の軽減に努める。</p> <p>捕獲計画数については、捕獲実績数を考慮し設定した。</p> <p>(捕獲実績 H29 1頭, H30 2頭, R元 0)</p>

③ ウサギ

水稲、野菜及び飼料作物への食害が主な被害となっている。

捕獲実績はないが、今後も被害状況の把握に努め、被害防止対策を維持する必要があるため、捕獲計画数を30羽と設定した。

④ タヌキ、アナグマ

水稲、野菜及びいも類への被害報告が毎年多く寄せられており、近年においては市街地での捕獲数も増加してきていることから、今後も被害状況の把握に努め、被害防止対策を維持する必要がある。

捕獲計画数については、依然として被害の低減が図れないことから、タヌキを300頭から500頭、アナグマを1,400頭から1,600頭と増頭する。

(捕獲実績 H29 タヌキ290頭, アナグマ662頭, H30 タヌキ66頭, アナグマ1,024頭, R元 タヌキ176頭, アナグマ1,311頭)

⑤ スズメ

水稲、果樹への被害報告が毎年多く寄せられているが、銃による捕獲しか方法がなく、近くに人家等がある地域については捕獲が厳しい状況である。

今後も被害状況の把握に努め、被害防止対策を維持する必要がある。

捕獲計画数については、捕獲実績数を考慮し設定した。

(捕獲実績 H29 14羽, H30 4羽, R元 3羽)

⑥ カラス

野菜、果樹及び水稲への食害が主な被害となっている。

今後も被害状況の把握に努め、被害防止対策を維持する必要がある。

捕獲計画数については、依然として被害の低減が図れないことから、50羽から200羽と増羽する。

(捕獲実績 H29 36羽, H30 30羽, R元 32羽)

⑦ ヒヨドリ、ハト、カモ、カワウ、キジ

果樹、野菜への被害の報告が寄せられているが、捕獲実績数は少ない。

今後も被害状況の把握に努め、被害防止対策を維持する必要がある。

(捕獲実績 H29 ハト5羽)

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	3,800	3,800	3,800
シカ	5,200	5,200	5,200
サル	20	20	20
ウサギ	30	30	30
タヌキ	300	300	500
アナグマ	1,400	1,400	1,600
スズメ	60	60	60

カラス	50	50	200
ヒヨドリ	30	30	30
ハト	30	30	30
カモ	20	20	20
カワウ	5	5	5
キジ	25	25	25

捕獲等の取組内容
① 捕獲手段 市内全域で銃器やわな等による捕獲を行う。
② 捕獲の実施予定時期 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針の(2)被害の傾向にある鳥獣毎の被害の発生時期を参考に捕獲を行うものとするが、その他の時期においても駆除要望があれば随時対応していく。
③ 捕獲予定場所等 市内全域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容 ※国庫事業		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ、シカ、サル、ウサギ、タヌキ、アナグマ	電気柵4段15,000m	電気柵4段17,500m	電気柵4段20,000m
	電気柵2段25,000m	電気柵2段27,500m	電気柵2段30,000m
	ネット 1,000m	ネット 1,500m	ネット 2,000m
	ワイヤーメッシュ柵2.0m 4,540m	ワイヤーメッシュ柵2.0m 8,000m	ワイヤーメッシュ柵2.0m 8,500m
	ワイヤーメッシュ柵1.2m 1,000m	ワイヤーメッシュ柵1.2m 2,000m	ワイヤーメッシュ柵1.2m 3,000m
スズメ、カラス、ヒヨドリ、ハト、カモ、カワウ、キジ	防鳥網 2,000㎡	防鳥網 3,000㎡	防鳥網 4,000㎡

(2) その他被害防止に関する取組

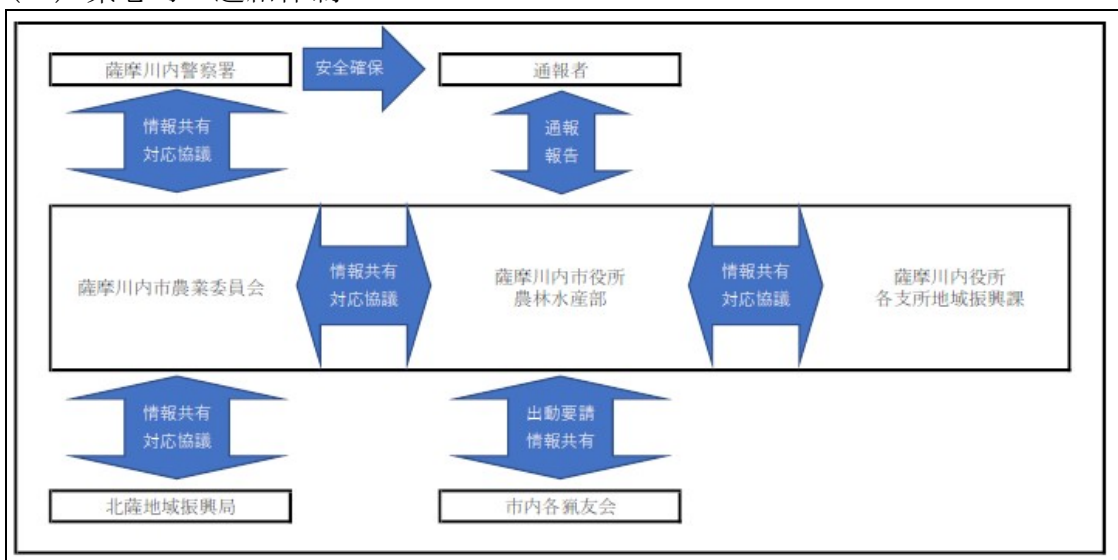
年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	イノシシ シカ サル ウサギ	① 侵入防止柵の管理 防止柵を設置済の地域において、被害防止効果を図るための事後調査を実施、被害防止効果を高めるために必要な指導・助言を行う。 ② 緩衝帯の設置 緩衝帯の設置効果について情報発信を行い、侵入防止柵と一体的な設置を図る。 ③ 里地里山の整備 ④ 追上げ・追払活動の実施 ⑤ 放任果樹の除去等 有害鳥獣対策の基礎知識や集落ぐるみの被害対策についての研修会を開催する等、被害防止に向けた情報発信を定期的に行う。
令和4年度	タヌキ アナグマ スズメ カラス ヒヨドリ	
令和5年度	ハト カモ カワウ キジ	

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
北薩地域振興局農林水産部農政普及課	関係法令及び被害防止対策の指導及び助言
北薩地域振興局農林水産部林務水産課	
薩摩川内警察署	住民の安全の確保対策
薩摩川内市役所農林水産部 (薩摩川内市鳥獣被害対策実施隊)	人的被害等の情報収集、住民への周知、関係機関との連絡調整
薩摩川内市農業委員会	
薩摩川内市役所各支所地域振興課	
市内各猟友会	鳥獣捕獲の実施

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲等をした対象鳥獣は、薩摩川内市有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領に基づき、適正に処理する。（埋設・自家消費・焼却）

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

現時点では捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等は実績がないが、今後は各種研修会への参加等による知識の習得を図り、関係機関と協議を重ねながら、処理加工施設の整備も含め検討を行っていく。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	薩摩川内市鳥獣被害防止対策協議会
--------	------------------

構成機関の名称	役割
薩摩川内市役所農林水産部	協議会の運営と、被害防止対策の充実・強化、関係機関との情報共有による総合的な被害防止体系の構築に努める。
薩摩川内市農業委員会	
薩摩川内市役所各支所地域振興課	
北さつま農業協同組合	被害情報の収集や被害防止対策の指導・啓発活動を行う。
北薩農業共済組合	
北薩森林組合	
市内各猟友会	被害情報の提供や有害鳥獣捕獲指示書に基づく鳥獣捕獲を行う。
市内各鳥獣保護管理員	国有林に関する情報と鳥獣保護に関する情報の提供を行う。
北薩森林管理署	
北薩地域振興局農林水産部農政普及課	鳥獣被害防止対策に関する支援策等の情報提供や、協議会の運営に関する指導・助言等を行う。
北薩地域振興局農林水産部林務水産課	
農家代表	被害情報の提供を行う。
薩摩川内警察署	住民の安全の確保を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
薩摩川内市役所 総務部総務課	民間からの実施隊隊員の採用について、必要な助言を行う。
薩摩川内市役所 市民福祉部環境課	環境に配慮した鳥獣被害防止対策の実施について助言を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年2月8日付け薩摩川内市訓令第1号で薩摩川内市鳥獣被害対策実施隊設置要綱を施行。令和2年4月1日時点で市職員8人（うち3人は捕獲有資格者）を隊員として任命し、鳥獣の生息状況及び被害発生時期の調査や捕獲駆除の支援、集落ぐるみによる被害防止対策の推進等を行う。

今後は構成員に民間からの人員配置を検討していく。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

協議会の会議で提供された情報は、各機関からの会議出席者が責任をもって管理し、各機関の関係職員全員に周知を図る。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ① 隣接する市町村の鳥獣害対策担当課との連絡調整を行うなど、広域的な鳥獣害対策を行う。
- ② 着実な鳥獣害対策を行うためには、防護・捕獲・環境整備の3本柱をバランスよく充実させる事が重要であるため、鳥獣害を一人一人の問題として真摯に捉え、集落をあげた取組が実施できるような組織づくりを推進する。

○被害防止計画作成経過

計画作成年度	公表年月日
平成23年度(1期)	平成24年2月13日
平成26年度(2期)	平成27年3月30日
平成29年度(3期)	平成30年3月30日
令和2年度(4期)	令和3年3月31日
令和3年度(4期)一部変更	令和3年8月26日
令和5年度(4期)一部変更	令和5年7月19日